

広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む 新たな地域貢献事業 提 案 書

○このリーフレットは、広島市社会福祉協議会に設置している「福祉施設部会」が、同部会の課題別委員会「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会」において検討した結果を取りまとめた『提案書』（平成29年3月）を、よりわかりやすくするための、社会福祉法人運営者向け、解説用リーフレットです。

前 文

広島市域の社会福祉法人は、さまざまな社会福祉事業等を実施しています。

そもそも広島市域の社会福祉法人は、戦中・戦後の混乱・困窮期から、原爆孤児の救済や身寄りのない高齢者、家庭で養育しがたい児童や障害のある方々の生活を支援し福祉を高めることを目的として、創始者が私財をなげうって設立された法人が多く、爾来、社会の要請に応じ、さまざまな社会福祉事業、公益事業、地域貢献の取り組みを展開してきました。

さらに私たち広島市域の社会福祉法人は、平成22年度から「社会貢献、地域貢献」をテーマとした学習を「広島市社会福祉施設・施設長研修」の場において継続して行ってきました。

このような中、社会福祉法人施設等が拠出しあい、生活困窮者支援を行う先駆的な取り組みが全国各地に広がるとともに、社会福祉法人制度改正が国において進められることを受けて、広島市域の社会福祉法人も、より一層地域のニーズに沿った地域貢献の取り組みを広げて行きたいと考えました。

そこで、社会福祉協議会も含めた、高齢者・保育・障害・児童、計5分野の広島市域の社会福祉法人が、社会福祉法人の本旨に則り、それぞれの専門分野の枠を超えて、連帯して取り組むにふさわしい地域貢献事業について、具体的にテーマや内容、実施のための経費や体制について検討する委員会を、私たちの意思で立ち上げました。その検討結果を平成29年3月に「提案書」としてまとめました。

以下、共通して取り組みたいテーマに、より多くの社会福祉法人が取り組む、あるいは社会福祉法人同士が分野を超えて一緒に取り組む、そんな「連帯」した取り組みをすすめていきます。

平成29年7月

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 福祉施設部会

連 帯 宣 言

- 1 広島市域の社会福祉法人は、各法人の理念に則り、地域のニーズに応じた地域貢献の取り組みを、すでに個々に取り組んでいます。
各々の社会福祉法人は、今後もこのことを基本・前提としてすすめます。
- 2 さらに広島市域の社会福祉法人は、改正社会福祉法に規定されている「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」や「地域公益事業」も視野に入れながら、次に提案している「連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ」に、積極的に取り組みます。

※ここで言う「地域貢献の取り組み」とは、社会福祉法に規定されている「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」や「地域公益事業」、「社会福祉事業」、「公益事業」の枠にとらわれず、地域の福祉ニーズに応える取り組みという、広い概念としています。
- 3 これらの取り組みにより、社会福祉法人が市民の福祉を高める上で“頼りになる存在”であることを市民に知らせるため、各法人のホームページにおいて情報発信するなど、広報活動に積極的に取り組みます。
また相互にホームページをリンクさせるなど、市民にわかりやすい情報発信を行います。

地域貢献の取り組みの発信について

1 何を発信するか

「やっていることを見せていかなければ、伝わらない。」との意見がありました。
各社会福祉法人施設の存在、「ここに行けば相談できる!」ということ、さらに地域貢献の取り組み、連帯した取り組み、これらを多様な広報媒体を活用して発信していきます。

2 どう発信するか(例示)

- 広島市社会福祉協議会ホームページ内に、各社会福祉法人による地域貢献の取り組み紹介ページを設けます。すでに各法人のホームページが閲覧できやすいよう、リンクをはっています。
- 取り組み事例を、地区社協や区社協、市社協の広報紙で紹介したり、マスコミに情報を発信します。
- 各法人のホームページに「地域貢献」のコーナーを設けるとともに、掲示板や広報紙を活用します。

連帯した取り組みを実践していくために

- 1 各社会福祉法人に、「地域貢献推進担当者」を配置し、表示します。
- 2 「地域貢献推進担当者」は、平素から「地域のニーズ」や、多様な持ち場の職員から「気づき」をキャッチする仕組みをつくっておきます。
- 3 区ごと、あるいは日常生活圏域ごとにおいて、分野横断的なネットワークをつくる会合を開催していきます。

集まる人＝区域あるいは日常生活圏域ごとにある、高齢者、保育、障害、児童、社協の5分野の「地域貢献推進担当者」

目的及び内容＝地域ニーズの把握や、制度の狭間の問題への気づきを共有し、課題解決のための取り組みをすすめていくための意見交換を行います。（定期開催が望ましい。）

- 4 地域貢献を連帯した取り組みとしていくため、次のすべての段階で意識づくりをすすめます。

(1) 各分野連盟等の意識づくり

⇒この連帯した取り組みを推進し、進捗状況を把握するために、引き続き「委員会」を設置します。

（平成29年4月から「福祉施設部会」のもとに「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む地域貢献推進委員会」を設置します。）

(2) 各法人経営者・役員の意識づくり

⇒引き続き、「広島市社会福祉施設・施設長研修」を実施し、意識づくりを行います。

(3) 各法人職員全体の意識づくり

⇒各社会福祉法人の理念や使命等について職員に周知させる研修を、自法人において引き続き実施していきます。

- 5 連帯した取り組みへの経費負担のあり方について、市社協で検討します。

- ・各社会福祉法人単位で取り組む活動については、各法人による拠出を行います。
- ・広島市社会福祉協議会も、自主財源を充当し、取り組みます。
- ・連帯した取り組みの推進に経費負担が必要な場合、その拠出や支出のあり方について市社協で検討し、仕組みを創り、各社会福祉法人に諮ります。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組み（共通テーマ）

主語はすべて「わたしたち社会福祉法人は・・・」です。

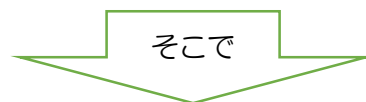
1 生活困窮者への就労支援と生活支援

見逃さないぞ！生活困窮 ～生活再建を願う広島市民を応援する「社会福祉法人」～

（1）就労支援

仕事に就いていない中高年者が、広島市内にも沢山存在します。「8050問題」とも呼ばれています。また、非正規雇用で働く層は全年代に渡り、安定した収入が得られていない市民からの相談が、生活困窮者自立相談支援機関である「広島市くらしサポートセンター」に相次いで寄せられています。人は、就職活動がうまく行かない状態が続くと自信を喪失し、自己有用感が低下していきます。就労への不安をなくし、職種の幅を広げて就職しやすくするためには、仕事体験・職場体験が有効です。職場体験の二ーズは、特別支援学級・学校からも寄せられています。仕事体験・職場体験を積み重ねて、本人の望む仕事に就き定着することこそ、貧困からの脱却につながります。就労意欲のある人を、仕事体験・職場体験で受け入れたり、自施設で雇用していくことは、地域貢献になると同時に、人材確保にもつながります。本人も法人も両方が、WIN/WINの関係になります。

この、仕事体験・職場体験を仕組みにしたのが、生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業」です。



**生活困窮者の「就労訓練事業所」として認定を受け、積極的に受入れを行います。
仕事に就く支援を行うことにより、生活困窮者の経済的安定及び自己有用感の向上を目指します。**

※平成29年6月現在、市内の「認定就労訓練事業所」は9事業所。そのうち社会福祉法人は5事業所です。

留意点

- ・認定を受けるには、広島市への申請が必要です。
- ・利用者の支援者として「就労支援担当者」を事業所内で決めていただく必要があります。
- ・10人以上の定員を設ける場合、「認定生活困窮者就労訓練事業」として第2種社会福祉事業に該当します。
- ・利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）又は、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかの訓練を行います。いずれの形態で開始するかは、事業所や本人の意向を踏まえた上で、最終的には行政が決定します。
- ・雇用型の場合、労働基準関係法令の適用対象となり、賃金についても最低賃金額以上の支払いが必要です。
- ・非雇用型の場合、労働基準関係法令の適用対象外ですが、安全衛生面や災害補償面の配慮が必要です。

- ・「各法人が負担までして認定を受けるのか」といった意見もあります。行政に補助を求めていく方法、法人全体で負担しあう仕組みをつくる方法等、考えられます。
- ・事業所に通う交通費が負担できないために、利用を断念する人もいます。
このため、広島市内の各地域に「就労訓練事業所」があると、通いやすくなります。

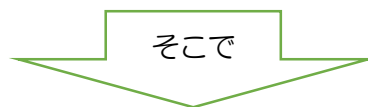
利用事例

- ・人と接することが苦手で長い間仕事に就いていなかった女性。高齢者施設の洗濯や食器洗いの仕事から訓練を実施。雇用型の形態で実施しており、経済的にも助かっている。
- ・親の介護のために離職し、長い間仕事に就いていなかった男性。今まで経験したことのない清掃の仕事の訓練を実施し、達成感を感じることが出来た。働くことに自信を持てたので、現在は新たな職場を求めて求職活動中。

(2) 生活支援

また、「広島市くらしサポートセンター」の相談実績から、公的貸付制度のネットから漏れる人たちや、緊急にお金の支援が必要な人たちの存在がわかってきました。社協では「緊急一時食品提供事業」を実施していますが、それだけでは救済できない事例が多く存在します。

すでに多くの都市で、生活資金の緊急支援（現物給付又は貸付等）が行われています。



広島市域でも、緊急に必要な生活資金を支援（現物給付）する仕組みをつくり、生活再建・貧困からの脱却を図る支援策を強化します。

留意点

- ・広島市社協は平成29年度中に仕組みの創設を目指します。その場合は、財源の確保策として、他の法人からの拠出もお願いしたいと考えています。
- ・支援には即応性が求められますが、単に給付して終了ではなく、継続的な生活再建支援が必要です。そのため、広島市くらしサポートセンターが積極的に関わります。
- ・上記「認定就労訓練事業所」として認定を受けた事業所の事業主負担や、利用者の交通費等についても、この「生活資金」を活用することも考えられます。

★既存の貸付制度が利用できない理由の例です。

- ・連帯保証人が得られない。（生活一時資金、ひとり親家庭等緊急援護資金）
- ・連帯保証人不要の制度であるが、限定されている貸付要件に該当しない。（緊急小口資金）
- ・貸付原資がない。（小口生活資金）
- ・申請手続きに時間がかかるため、間に合わない。

☆救済が必要だった例です。

- ホームレスの男性。仕事に就いて自立生活を希望。シェルターの入居待ちの期間にまずアルバイトを決めたが、職場までの交通費や銭湯代、散髪代、食事代等が必要。連帯保証人を頼める人はいない。
- 非正規雇用の仕事を失職。預貯金なし。公共料金の滞納が生じ、電気・水道等が止められる！
- 離婚が成立していない母子。実家の支援も受けられない。たちまちのミルク代、おむつ代、公共料金、電話代、仕事に行くための交通費、求職活動のために必要な一時保育の利用料、翌日が期限の修学旅行費用、など。

★すでに他の都市では、救済事業が始まっています。

- 大阪府や神奈川県等の、福祉施設連盟による「レスキュー事業」
- 鳥取県社会福祉協議会及び同県内社会福祉法人「生計困難者に対する相談支援事業(えんくるり事業)」
- 神奈川県秦野市社会福祉協議会及び同市内社会福祉法人「はだの地域公益事業基金・たすけ合い給付金事業」
- 安来市社会福祉法人連絡会「生活困窮者等緊急一時生活費給付事業」

2 子どもの貧困対策

朝ごはんを食べてこない、一人ぼっちで食事をする、給食のない期間は食事が不十分、食べてはいるが内容が不十分、といった実態が広島市内にもあります。また、家庭や学校に居場所を見出せない青少年もいます。子どもの貧困は外からは見えにくく、見過ごされがちです。

「家庭の問題」と放っておいては、子どもたちは何も希望が持てません。

身近な地域の中に、家庭でもない、学校でもない、第三の居場所があっても良いのではないのでしょうか。

「子どもの貧困に立ち向かいたい、貢献したい」という気運が高まってきています。地域には、協力者がたくさん存在します。

そして、子どもの貧困は、保護者の収入の多寡（経済的貧困）だけでなく、関係性の貧困、つまり「孤立」にも目を向ける必要があります。



そこで

子どもが参加しやすい「居場所」づくり、「学習支援」の場づくりなどに取り組みます。その中で、ボランティアの協力を得て、子どもや親に食事を提供していくことも検討します。「こども食堂」は、孤食をなくし、地域での斜めの関係（親でも先生でもない大人をはじめ多世代の関係）をつくっていくことにつながります。

留意点

- ・たくさんの地域で、多様な取り組みがあるほうが、子どもが選択し、参加しやすいです。
- ・子どもだけでなく、親（大人）も参加できるほうがよいと思われます。
- ・「特別な子どもが行くところ」と思われないう、逆差別にならないよう配慮する必要があります。
- ・スタッフは、外部に協力を求めることができます。
- ・家庭環境に課題のある子どもに対する取り組みは、「地域の公益的な取り組み」に該当すると考えられます。
- ・食事の提供は必須でなくてもかまいません。

現在、広島市内の学習支援、子ども食堂の取組は、以下の通りです。

(広島市社会福祉協議会把握分 平成29年7月時点)

★学習支援

- ・広島市による生活困窮世帯やひとり親家庭等の学習支援
マンツーマン型は市内1か所 集合型は市内9か所 それぞれ毎週開催します。
- ・社会福祉施設を会場とした学習支援
特別養護老人ホーム「慈光園」の『じこう塾』『サマーじこう』
児童養護施設「八幡学園」の『夏休み子ども塾』
母子生活支援施設「和光園」の『学童保育』
母子生活支援施設「さくら苑」の『中学生の学習指導』
保育園・高齢者施設「キリスト教社会館」の『スペースこむぎ』
- ・民間団体による学習支援
白木の『寺子屋学習塾』 井原の『ふくろう塾』 可部の『サマースクール』 可部の『もちのき』
可部南の『英語であそぼ!サロン』 落合東の『金平無料学習塾』 高陽の『ゆうやけルーム高陽・勉強会』 安の『よりみち会』
基町の「みんなが龍馬塾」 三篠・大芝の『子ども未来応援隊』 観音中学校区の『地域勉強会』
温品中学校の『土曜寺小屋』 各地の中学校の『まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト』
五日市観音小学校の『ひまわり教室』 その他多彩

★こども食堂

※この他、準備中のものもあります

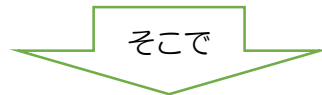
- 可部の『もちのき』 落合東の『朝ごはん会』 中須の『ワイワイ広場』
戸坂の『らくらく広場』 若草の『カレーパーティー』
基町の『食べて語ろう会』 十日市の『きんちがいごはん』 大手町の「わいわい食堂」
小河内町の『スペースこむぎ』 庚午の『みんな』 己斐の『子ども料理教室』

3 福祉理解の促進と福祉を担う人材育成（福祉教育）

福祉や介護の現場では、人材が不足しています。

学校教育の中で、障がいのある人や高齢者、子育てへの理解を深め、その支援を専門的に行っている福祉施設等への関心を深める学習や体験を積極的にすすめてほしい、と願っています。

このような学びは、将来の介護・福祉人材確保の一步につながるとともに、子どもたちの成長に大きく貢献するものと考えます。



中学生等の「職場体験学習」を積極的に受け入れ、人材育成・福祉教育に貢献します。

※すでに、老人施設の67.9%、保育施設の76.6%、障害施設の77.8%、児童施設の22.2%が「職場体験学習」を受け入れています。

引き続き受け入れを行うとともに、新たに受け入れようとする場合は、地域の中学校に直接その意向を伝えます。



施設を活動や学びの場とするボランティアの受け入れ、育成、活動の需給調整に取り組みます。

※ボランティアの受け入れマニュアルがあるのは、老人施設32.1%、保育施設24.5%、障害施設16.7%、児童施設22.2%

※ボランティアの受け入れ担当職員が配置されているのは、老人施設54.3%、保育施設31.9%、障害施設66.7%、児童施設66.7%



施設を学びの場とする福祉教育（体験！発見！！ほっとけん！！ やさしさ発見プログラム）の推進を、積極的に行います。

ボランティアコーディネートのスキルを向上させるための研修などを、引き続き実施します。

留意点

- ・児童福祉施設は、同年代の子どもの職場体験やボランティア活動の受け入れは困難ですが、大学生等の「介護体験」の受け入れは可能です。個人情報には細心の注意を払いながら、積極的に受け入れていきます。
- ・介護予防日常生活支援総合事業のうち、住民主体型生活支援サービスに取り組む団体を増やすため、新たな担い手（サポーター）を育成する必要があります。その育成講師として、施設職員の専門性が期待されています。
- ・介護保険サービスの利用料免除も、地域貢献の取り組みに該当すると考えられます。

4 災害支援

社会福祉施設には、災害支援に関するさまざまな期待の声が寄せられています。施設自身も、「自施設の利用者を助けてほしい」というニーズがあります。

【地域からのニーズ】

- ・災害の時に頼れる施設であってほしい。身近な避難所になってほしい。
- ・障がいのある人が安心して避難できる場所が必要。

【広島市危機管理室等からのニーズ】

- ・福祉避難所としての協定締結施設を増やしたい。
- ・福祉避難所が開設された施設へ、応援職員を派遣してほしい。
- ・施設に保管されている生活必需品の提供や、搬送をお願いしたい。
- ・一時避難場所、指定緊急避難場所として、施設を利用させてほしい。
- ・施設の機材や場所を借りたい（風呂、トイレ、洗濯機、FAX、車両や資機材の置き場、炊き出しのために調理施設）。
- ・避難所へ、有資格者や専門職員（看護師、理学療法士、保育士、相談員、栄養士、調理員等）を派遣いただきたい。
- ・要支援者の搬送をお願いしたい。
- ・在宅避難者の状況把握や、訪問等による相談応需、支援策やサービスの情報提供等をお願いしたい。

そこで

地元自主防災会と「災害時相互応援協定」を結んで災害時に備えます。

災害時に備えるため、平素から防災訓練、顔の見える関係づくりに取り組みます。

※現在、自主防災会との災害時応援協定を締結しているのは、老人施設73.2%、保育施設9.6%、障害施設38.9%、児童施設55.6%です。

さらに

災害時の一時避難場所となるなど、地域に貢献します。

「警報が出たらうちに施設へどうぞ」というスタンスです。

災害時の備蓄品（粉ミルク、紙おむつ、アレルギー対応食品など）を提供します。

また

「福祉避難所」としての協定締結を進めます。

※平成29年2月現在、認定された「福祉避難所」58ヶ所のうち、社会福祉法人は51施設です。

5 施設の機能や場所の提供

地域から次のような声が寄せられています。

- ・地域の人たちが集まる場所として使わせてほしい。器具・物品も貸してほしい。
- ・様々な人たちの居場所づくりを進めたいので、場所を貸してほしい。
- ・在宅高齢者・障がい者、育児等、何かあったときに気軽に相談できる施設であってほしい。
- ・福祉専門職の助言や協力がほしい。
- ・人口減少、高齢化が進む地域で、町内会行事などに一緒に取り組んでほしい。（特に若い職員）
- ・交通が不便。買い物支援等、巡回車両を出してほしい。
- ・児童館閉所後、夏休み等の子どもの受け入れをしてほしい。
- ・高齢者と子ども等、世代間交流に協力してほしい。



「施設の社会化」とも位置づけ、地域との交流行事の実施や、施設の持つ専門機能や場所の提供を積極的に行います。

このことを通じて、地域の人が入りやすい施設とし、地域の「困った」を知り、課題解決にも取り組めます。

6 制度の狭間、対応機関の狭間の問題の把握・発信・対応

「広島市くらしサポートセンター」ができたことで、困っている人を把握しやすくなりました。既存制度に該当しない場合でも、『ではどうしたらよいか』を一緒に考えることができるようになりました。しかしまだ、制度の狭間の問題、一つの機関だけでは対応が困難な課題は山積しています。このような狭間の課題があるからこそ、みんなが協力しあって解決に結びつける必要があります。それぞれの現場でも、日頃から気になる世帯があり、たくさんの気づきがあるのではないのでしょうか・・・たとえば・・・

- 「高齢者、障がい者、ひとり親、児童等の複合的課題を持つ世帯へのチームアプローチの必要性」
- 「施設退所者への支援。卒園に向けて進路、就労先、生活の場所を見つけていく際に協力してほしい。」
- 「失業した子と同居することになって、デイサービスのお金が払えないため来れなくなった。」
- 「障害者手帳や認定を受けていない、ボーダーの人たちへどう支援していくか」
- 「判断能力のある方への金銭管理支援」
- 「保証人や緊急連絡先のない人の住宅確保」
- 「まちでみかける気になる人（高齢者、青少年、お母さん、子どもたち・・・）」



日常生活圏域で、多分野の職員がいろいろな「気付き」を持ち寄り、相談し合えるネットワークをつくっていきます。

そうすることで、今後取り組むべき地域課題を明らかにし、対応方法を検討していくことができます。

社会福祉法人で働く、一人ひとりの職員が、制度サービスの枠（限界）や自分の仕事の枠（限界）を一步超えて気づき、考え、行動することで、救える（解決に結びつく）課題・人はたくさんあるような気がします。また、そういう行動をすることが、職員のモチベーションアップにつながります。

○以上、このリーフレット内で紹介している数字は、特に指定していないものは、平成28年4月に実施したアンケート調査に基づくものです。

プラス1の提案：人材確保・育成のための連帯

これは社会福祉法人同士の内部向けの「連帯」ですが、次のような意見があったため、提案事項としておきます。

- 他の法人と合同で託児所を開く。自施設のための託児所も、地域の人の利用が可能なものにすれば、地域貢献になるのではないか。
- 母子生活自立支援施設と連携して人材確保を行う。
- 高齢者施設はバリアフリーになっているので、障がい者を雇用しやすいのではないか。
- 障がい者は景気の影響を受けやすいので、理解のある福祉施設で継続した雇用をしてほしい。

【参考】 「提案書」の作成に携わった委員です。

1 福祉施設部会 名簿

任期：平成28年2月1日～平成30年1月31日

	役職	氏名	選任団体	所属施設
1	会長	藤井 紀子	広島市福祉施設連絡協議会会長 広島市老人福祉施設連盟会長	慈光園 統括園長
2	副会長	松尾 竜	広島市私立保育園協会理事長	第二みみょう保育園 園長
3	委員	天方 淑枝	広島市障害福祉施設連盟会長	広島南作業所 理事長・施設長
4	委員	伊藤 誠 ⇒山村 拓哉	広島市児童福祉施設連盟会長	メゾンクオーレ 施設長 広島修道院 施設長
5	委員	八木 利彦	広島市老人福祉施設連盟副会長	くすの木苑 理事長・施設長
6	委員	円奈 勝治	広島市社会福祉協議会常務理事	

2 広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会 名簿

任期：平成27年6月1日～平成29年3月31日

	役職	氏名	選任団体	所属施設
1	委員長	川崎 則夫	老人福祉施設連盟 理事	特別養護老人ホーム谷和の里 施設長
2	委員	武村 浩司	同上	特別養護老人ホーム寿老園 理事長・施設長
3	委員	高蔵 浩亮	私立保育園協会 副理事長	亀山みどり保育園 園長
4	委員	久保 徹平	同協会 理事	広島和光園保育所 園長
5	委員	西本 博義	障害福祉施設連盟 会員	広島作業所 施設長
6	委員	石丸 雄策	同上	広島どんぐり作業所 副施設長
7	委員	村田 俊一 ⇒白幡みゆき	児童福祉施設連盟 理事 同 監事	母子生活自立支援施設さくら苑 施設長
8	委員	高井 竜司	同上	児童養護施設似島学園 理事長・施設長
9	委員	田畑 健雄	広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター	所長
10	委員	村木 一雄	同上 福祉課地域福祉係	係長

発行：社会福祉法人広島市社会福祉協議会

〒732-0822 広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま6階・広島市総合福祉センター内

電話 082-264-6404（福祉課事業係） FAX 082-264-6413

Eメール jigyuu@shakyohiroshima-city.or.jp

発行：平成29年7月